令和2年第1回臨時会

天栄村議会会議録

令和2年4月3日 開会 令和2年4月3日 閉会

天 栄 村 議 会

令和2年第1回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月3日)

議事日程
本日の会議に付した事件····································
出席議員
欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
職務のため出席した者の職氏名····································
臨時議長挨拶
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
村長議会招集挨拶
議事日程の報告4
仮議席の指定4
議長の選挙4
議長就任挨拶
日程の追加
議席の指定
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
副議長の選挙
副議長就任挨拶8
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議席の一部変更について9
常任委員の選任について
正副常任委員長の選任について
議会運営委員の選任について
正副議会運営委員長の選任について
須賀川地方広域消防組合議会議員選挙
須賀川地方保健環境組合議会議員選挙
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決28
日程の追加30

議案第3号の上程、記	説明、質疑	、採決	6 O
各委員会閉会中の継続	続審査申出	3	1
閉会の宣告		3	4

第 1 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第1回天栄村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年4月3日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長選挙

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 選挙第3号 須賀川地方広域消防組合議会議員選挙

日程第 8 選挙第4号 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙

日程第 9 議案第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 議案第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 議席の一部変更について

日程第12 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第13 各委員会閉会中の継続審査申出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トキ	子子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻		男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大 須	1 智	淫	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副村長 揚 妻 浩 之 君 参 事 兼 教育長 内 久 保 直紀 君 路 君 山 晴 総務課長 住民福祉 北 畠 さつき 君 税務課長 櫻 井 幸 治 君 課 長

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富美夫

書 記 芳 賀 信 弘

書 記 森 歩

◎臨時議長挨拶

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長(小山富美夫君) おはようございます。

議会事務局長の小山富美夫でございます。

本臨時会は天栄村議会議員一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

出席議員のうち、年長の議員は渡部勉議員でありますので、渡部勉議員に臨時議長をお願いいたします。渡部議員、議長席にご移動をお願いいたします。

○臨時議長(渡部 勉君) おはようございます。

ただいま事務局長よりご紹介をいただきました渡部勉でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い いたします。

◎開会の宣告

○臨時議長(渡部 勉君) ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年第1回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

(午前10時01分)

◎村長議会招集挨拶

○臨時議長(渡部 勉君) ここで、招集者であります村長から挨拶をお願いいたします。 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) おはようございます。

本日ここに令和2年天栄村議会第1回臨時会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上 げます。

議員の皆様におかれましては、3月22日執行の村議会議員選挙において当選の栄に浴され、本日ここに初議会を開催する運びとなりましたことは、村政発展のため、誠にご同慶に堪えないところであり、改めてお祝いを申し上げる次第であります。

本村は、村制施行65周年を迎え、この間、天栄村は大きな発展をすることができました。

これは、先人たちの偉業もさることながら、議会議員の皆様をはじめ、村民各位のご努力、 ご協力によるものでございます。しかし、東日本大震災からの復興と、昨年の台風19号によ る被災箇所の復旧はもとより、人口減少、少子高齢化等への対応、さらには現在の新型コロ ナウイルス感染症拡大防止の対応など、本村を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 村としましては、このような状況の中におきましても、直面する課題を一つ一つ乗り越え、 未来へ続く村づくりのため、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様の特段のご理解 ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和2年4月3日、天栄村長、添田勝幸。

○臨時議長(渡部 勉君) これで村長の挨拶を終わります。

◎議事日程の報告

○臨時議長(渡部 勉君) それでは、これより本日の会議を開きます。 本日の議事は、臨時議長において定めました議事日程第1号をもって進めます。

◎仮議席の指定

○臨時議長(渡部 勉君) 日程第1、仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長(渡部 勉君) 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。 お諮りいたします。

議長選挙につきましては、暫時休議し協議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(渡部 勉君) 異議なしと認めます。 これより暫時休議いたします。

(午前10時05分)

○臨時議長(渡部 勉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時12分)

○臨時議長(渡部 勉君) これより議長選挙を行います。 お諮りいたします。

-4-

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(渡部 勉君) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(渡部 勉君) 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

それでは、議長に服部晃君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました服部晃君が議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(渡部 勉君) 異議なしと認めます。

よって服部晃君が議長に当選されました。

◎議長就任挨拶

○臨時議長(渡部 勉君) ただいま議長に当選されました服部晃君が議場におられます。 本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました服部晃君の議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。 服部晃君。

[10番 服部 晃君登壇]

○10番(服部 晃君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選挙によりまして選出いただきました服部晃でございます。臨時議長より 当選の告知をいただきましたので、謹んで承諾させていただきます。

また、このたびは議長という要職に就任させていただきまして、身に余る光栄に存じます。 私、まだまだ未熟者でございますが、村政発展のため一生懸命努めてまいる所存です。議員 の皆様におかれましては、今後ともご指導ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございま すが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(渡部 勉君) 以上をもちまして臨時議長の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

服部議長、議長席に着席を願います。

◎日程の追加

○議長(服部 晃君) 議長を交代いたします。よろしくご協力お願いします。

お諮りいたします。

ここで議事日程第1号に追加すべき議案がございますので、この際これを日程に追加し、 議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いた しました。

追加日程を事務局に配付させますので、議案等配付のため暫時休議いたします。

(午前10時16分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時39分)

○議長(服部 晃君) これよりの議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号(追加 1)をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求 いたしました。

◎議席の指定

○議長(服部 晃君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指名し、その内容はお手元に配付した議席表のとおりです。

なお、議席の指定を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長(小山富美夫君) お手元の資料の3ページをお開きいただきたいと思います。 議席の指定。

天栄村議会会議規則第4条第1項の規定により、議席を次のように指定するものとする。

令和2年4月3日提出

天栄村議会議長 服 部 晃

記

番号。

1 番	北 畠 正	6 番	廣瀬 和 吉
2 番	円 谷 要	7 番	揚 妻 一 男
3 番	大須賀 渓 仁	8 番	渡 部 勉
4 番	大 浦 トキ子	9 番	熊 田 喜 八
5 番	小 山 克 彦	10 番	服 部 晃

以上でございます。

○議長(服部 晃君) ただいま事務局長より朗読のとおり議席を指定します。 ここで議席移動のため、暫時休議いたします。

(午前10時41分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時44分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(服部 晃君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 北 畠 正 君

2番 円 谷 要 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(服部 晃君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長(服部 晃君) 日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙につきましては、暫時休議し協議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

これより暫時休議いたします。

(午前10時45分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時50分)

○議長(服部 晃君) これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に大須賀渓仁君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました大須賀渓仁君を副議長の選挙の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、大須賀渓仁君が副議長に当選されました。

◎副議長就任挨拶

ただいま副議長に当選されました大須賀渓仁君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました大須賀渓仁君の副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。 3番、大須賀渓仁君。

[3番 大須賀渓仁君登壇]

○3番(大須賀渓仁君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいまの副議長選挙によりまして選出いただきました大須賀渓仁でございます。

議長より当選の告知をいただきましたので、謹んで承諾いたします。

また、このたびは副議長という要職に就任させていただきまして、誠にありがとうございます。

私も、村政発展のため、議長を補佐しながら一生懸命努めてまいりたいと思います。議員 の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご協力をお願いいたしまして、副議長就任の挨 拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎日程の追加

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

副議長の選挙に伴い、慣例により副議長の席は9番となりますので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程第11として日程の順序を変更し、先に議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、日程を一部変更することに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午前10時54分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時02分)

◎議席の一部変更について

○議長(服部 晃君) 日程第11、議席の一部変更を行います。

変更になります議席番号、氏名を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長(小山富美夫君) それでは、今追加しました議案書のほうをお願いしたいと 思います。 議席の一部変更について。

副議長選挙に伴い、天栄村議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を次のように変更するものとする。

令和2年4月3日提出

天栄村議会議長 服 部 晃

記

- 3番 大須賀渓仁議員の議席を9番に
- 4番 大浦トキ子議員の議席を3番に
- 5番 小山克彦議員の議席を4番に
- 6番 廣瀬和吉議員の議席を5番に
- 7番 揚妻一男議員の議席を6番に
- 8番 渡部勉議員の議席を7番に
- 9番 熊田喜八議員の議席を8番にそれぞれ変更する。

以上でございます。

○議長(服部 晃君) ただいま事務局朗読のとおり議席を指定いたしました。

ここで議席替えのため、暫時休議いたします。

(午前11時04分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時06分)

◎常任委員の選任について

○議長(服部 晃君) 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、暫時休議し、協議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

これより暫時休議いたします。

(午前11時07分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時34分)

○議長(服部 晃君) 各常任委員会の委員の選任につきましては、天栄村議会委員会条例第 5条第2項の規定により、議長において指名します。

まず、総務常任委員に

1番 北 畠 正 君、

3番 大浦 トキ子 君、

5番廣瀬和吉君、

7番 渡 部 勉 君、

10番 服 部 晃、

次に、産業建設常任委員に

2番 円 谷 要 君、

4番 小 山 克 彦 君、

6番 揚 妻 一 男 君、

8番 熊 田 喜 八 君、

9番 大須賀 渓 仁 君、

次に、議会広報常任委員に

1番 北 畠 正 君、

3番 大浦 トキ子 君、

5番廣瀬和吉君、

7番 渡 部 勉 君、

9番 大須賀 渓 仁 君、

をそれぞれ指名いたします。

◎正副常任委員長の選任について

○議長(服部 晃君) ここで、各常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、 議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

(午前11時36分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時37分)

○議長(服部 晃君) ここで、各常任委員会で互選をいただきました正副委員長をご報告い

たします。

総務常任委員会委員長に渡部勉君、副委員長に北畠正君、産業建設常任委員会委員長に円谷要君、副委員長に小山克彦君、議会広報常任委員会委員長に大須賀渓仁君、副委員長に大浦トキ子君。

以上であります。

これで報告を終わります。

ただいま審議の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前11時37分)

○議長(服部 晃君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議会運営委員の選任について

○議長(服部 晃君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、暫時休議し、協議したいと思います。これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

これより暫時休議いたします。

(午後 1時30分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時00分)

○議長(服部 晃君) 議会運営委員の選任につきましては、天栄村議会委員会条例第5条第 2項の規定により、議長において指名します。

議会運営委員に

1番 北 畠 正 君、

2番 円 谷 要 君、

4番 小 山 克 彦 君、

7番渡部 勉君、

9番 大須賀 渓 仁 君、

◎正副議会運営委員長の選任について

○議長(服部 晃君) ここで、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

(午後 2時01分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時02分)

○議長(服部 晃君) ここで、議会運営委員会で互選をいただきました正副委員長を報告いたします。

議会運営委員会委員長に小山克彦君、副委員長に北畠正君。

以上であります。

これで報告を終わります。

◎須賀川地方広域消防組合議会議員選挙

○議長(服部 晃君) 日程第7、選挙第3号 須賀川地方広域消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、須賀川地方広域消防組合議会議員に熊田喜八君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました熊田喜八君を須賀川地方広域消防組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、熊田喜八君が須賀川地方広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました熊田喜八君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました熊田喜八君の須賀川地方広域消防組合議会議員当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君登壇]

○8番(熊田喜八君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま須賀川地方広域消防組合議会議員選挙におきまして選出をいただきました熊田喜 人でございます。議長より当選の告知をいただきましたので、謹んで承諾をさせていただき ます。

管内の消防行政の発展のために、誠心誠意この職を務めてまいる所存です。今後とも議員の皆様にはご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎須賀川地方保健環境組合議会議員選挙

○議長(服部 晃君) 日程第8、選挙第4号 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、須賀川地方保健環境組合議会議員に北畠正君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した北畠正君を須賀川地方保健環境組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、北畠正君が須賀川地方保健環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました北畠正君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました北畠正君の須賀川地方保健環境組合議会議員当選の承諾及び挨拶をお願いします。

1番、北畠正君。

〔1番 北畠 正君登壇〕

○1番(北畠 正君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの須賀川地方保健環境組合議会議員選挙におきまして選出をいただきました北畠 正でございます。議長より当選の告知をいただきましたので、謹んで承諾させていただきま す。

保健環境組合は、管内の廃棄物やし尿処理、斎場の運営など、多岐にわたる分野を統括している組合であり、その中身は住民に直接関わるものばかりであります。その組合の議員として選出されたことは非常に身の引き締まる思いでございます。管内の発展のためにも一生懸命努力してまいる所存です。今後とも議員の皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長(櫻井幸治君) 9ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月3日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

(天栄村税条例の一部改正)

第1条、天栄村税条例(昭和30年天栄村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使 用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。 第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

- 1 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)。
- 2 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳 に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名。
 - 3 その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項。

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該 葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改め、同条第4項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平

均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。 次項において同じ。)」に、「以下この条において同じ。」を「以下この項において同じ。」 に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例 基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、 同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例 基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

(法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の4第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から令和2年度」に 改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、

同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日 から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年8月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の下に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 天栄村税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「する収益事業」の下に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16号まで」に改める。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「村」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」 に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項 及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」 を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第 321条の8第24項|を「第321条の8第36項|に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項 及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」 に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8 第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321 条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は 第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」 を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第 321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」 に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」 を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」 を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」 に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を 「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第 75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同 条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、 同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8 第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項 とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第 75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含 む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項 を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成31年天栄村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、村税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

4 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」 を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表第34条の7第1項の項及び附則第9条の2の項中「平成30年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」 に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条中村税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定、同条第3項及び第4項 の改正規定、第95条の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- 2 第1条中村税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の 改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第 3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
 - 3 第2条及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- 4 第1条中村税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の村税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の 2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用 し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(村民税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である村税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中法人の村民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の村民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の村民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、 令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条 第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条 第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例に よる。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉 巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

(天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成27年天栄村条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年3月31日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「令和元年10月31日」に改め、附則同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「令和2年3月31日」に改める。

(天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成28年天栄村条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(天栄村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 天栄村税条例の一部を改正する条例(平成29年天栄村条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(天栄村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 天栄村税条例の一部を改正する条例(平成30年天栄村条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」 を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中

「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

提案の理由をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、改正後の地方税法の条文 構成や条文の文言、元号改元に伴い改正されたもので、一部が令和2年4月1日から施行さ れることとなったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を令和2年3月31日に専決処分を受 けたものでございます。

主な改正点につきましては、お手元の資料1ページ、議案第1号説明資料新旧対照表をご 覧ください。

第1条、第24条につきましては、個人村民税の非課税措置について、寡婦(寡夫)を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものであります。

第34条の2につきましては、個人村民税の所得控除について、ひとり親控除を追加するものであります。

2ページをお願いいたします。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、給与所得者及び公的年金等受給者が 単身児童扶養者に該当する場合において、給与支払い及び公的年金等の支払者に提出する申 告書へのその旨の記載を不要とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第48条第2項につきましては、法律改正に伴う項のずれを整理するものであります。

第54条第2項及び第4項につきましては法律改正に伴う文言の整理を行うものであり、第5項は納税義務者について調査を尽くしても所有者が判明しない資産に対し、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課すことができる規則を新設、追加するものでございます。

第6項及び第7項までは、第5項の追加によるずれの整理でございます。

第61条第9項及び第10項につきましては、法律改正に伴う項のずれを整理するものであります。

第74条の3につきましては、登記補充課税台帳所有者として登記または登録がされている 個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる 規定を新設するものであります。

6ページをお願いいたします。

第75条につきましては、法律改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

第94条第2項につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法 について規定するものでございます。

第3項につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数へ換算する方法の改正 でございます。

第95条につきましては、たばこ税の税率を改正するものであります。

第96条第2項につきましては、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続きを簡素化を追加するものであります。

8ページをお願いします。

附則第3条の2につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う文言 の改正であります。

9ページの附則第4項につきましても、租税特別措置法の延滞金の特例規定の改正に伴う 文言の改正でございます。

10ページの附則第6条及び附則第7条の3の2につきましては、元号の改元に伴うものであります。

附則第8条におきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限が 3年延長されたものでございます。

附則第10条については、文言の整理であります。

11ページをお願いします。

附則第10条の2につきましては、租税特別措置法に規定する中小事業者または中小企業者が生産性向上特別措置法の期間にある令和3年3月31日までに取得する先端設備について新たに固定資産税が課されることになったことから、3年度分に限り固定資産税の課税標準額をゼロとするものでございます。

そのほかにつきましては、法律の改正に伴う項のずれや文言の整理、改元に伴う改正でご ざいます。

説明は以上でございます。ご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) 23ページの6項「平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に 新たに取得された」云々の「固定資産税については、なお従前の例による」というふうに書 いてありますが、これを具体的にご説明をお願いします。

○議長(服部 晃君) 暫時休議します。

(午後 3時02分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時06分)

○議長(服部 晃君) 税務課長、櫻井幸治君。

〔稅務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長(櫻井幸治君) お時間をいただきありがとうございます。

お答えいたします。

ただいま資料が手元にないので、具体的な例については、後ほどお答えしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 暫時休議します。

(午後 3時07分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時27分)

○議長(服部 晃君) 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長(櫻井幸治君) 大変お時間をいただきまして申し訳ございません。ありがとうご ざいました。

お答えいたします。

ご質問につきましては、太陽光発電設備に係る固定資産税の課税についてでございます。 平成30年4月1日から令和2年3月31日までにつきましては、発電出力によって課税標準額の3分の2であったり、4分の3が課税されるものでございますが、その以前におきましては、一律3分の2となっているものでございます。

- ○4番(小山克彦君) わかりました。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第2号、専決処分の報告及び承認について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分した ので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月3日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。 令和2年3月31日。天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例(平成12年天栄村条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「45,000円」を「36,000円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「52,200円」を「50,400円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の天栄村介護保険条例第3条第2項の規定は、令和2年度分の保険料から 適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

改正の内容についてご説明申し上げます。

村介護保険料の基準となる介護保険法施行令の一部改正により、平成27年度から公費を投入し、第1から第3段階まで段階的に低所得者の保険料軽減を行っております。このたび、昨年10月以降の消費税引き上げによる財源の手当てを反映させ、低所得者への軽減をさらに図るため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に施行されたことに伴い、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

改正内容でございますが、説明資料の39ページ、新旧対照表をお願いいたします。

条例第3条第2項ですが、保険料の減額賦課に係る年度を令和2年度とし、第1段階を2万7,000円から2万1,000円に、第2段階を4万5,000円から3万6,000円に、第3段階を5万2,200円から5万400円にそれぞれ減額するものでございます。

説明は以上になります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

◎日程の追加

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ここで、議事に追加すべき議案がございますので、この際、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げたとおり追加議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決 定しました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時34分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時35分)

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(服部 晃君) 日程第12、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長(小山富美夫君) 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条 第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年4月3日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字下松本字富久保44番地。

氏名 廣瀬和吉。

生年月日 昭和24年1月26日生。

○議長(服部 晃君) 本件については、廣瀬和吉君の一身上に関する事件でありますので、 地方自治法第117条の規定により、廣瀬和吉君の退席を求めます。

[5番 廣瀬和吉君退席]

○議長(服部 晃君) 提案理由の説明を求めます。村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) 提案理由をご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから1名、 議会の同意を得て選任することとなっております。このことにより、廣瀬和吉議員を本村の 監査委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては4年間で、議員の任期によることとなります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

本件について、原案に同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで、廣瀬和吉君の退席を解きます。

[5番 廣瀬和吉君復席]

○議長(服部 晃君) ただいま選任に同意されました廣瀬和吉君よりご挨拶をお願いいたします。

5番、廣瀬和吉君。

[5番 廣瀬和吉君登壇]

○5番(廣瀬和吉君) 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方にご同意をいただきましてありがとうございます。監査委員に選 任いただきました廣瀬和吉でございます。

監査委員の職の重大さを常に認識しながら、代表監査委員と共に村の監査業務に努めてまいりたいと思います。皆様の引き続きのご指導、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長(服部 晃君) 日程第13 各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

はじめに、議会運営委員会委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任

委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出を願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長(小山克彦君) 令和2年4月3日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件。
- (1) 本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。
 - 2、理由

地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに 決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

7番、総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長(渡部 勉君)令和2年4月3日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件。
- (1)総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに 決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔產業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(円谷 要君) 令和2年4月3日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件。
- (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀渓仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀渓仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長(大須賀渓仁君) 令和2年4月3日、天栄村議会議長、服部晃 殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀渓仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件。
- (1)議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(服部 晃君) 申し上げます。

令和2年4月3日招集の令和2年第1回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終 了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月10日

議			長	服	溶	晃
臨	時	議	長	渡	部	勉
署	名	議	員	北	畠	正
署	名	議		円	谷	要

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結 果
選挙1号	議長選挙	4月3日	指名推選
2号	副議長選挙	4月3日	指名推選
3号	須賀川地方広域消防組合議会議員選挙	4月3日	指名推選
4号	須賀川地方保健環境組合議会議員選挙	4月3日	指名推選
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月3日	原案承認
2号	専決処分の報告及び承認について	4月3日	原案承認
3号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	4月3日	原案同意